

総会運営規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、AQUAXMGRID イニシアチブ(以下「本団体」という。)の規約に基づき、総会の運営に関し必要な事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(構成及び出席)

第2条 総会は、すべての構成員をもって構成する。

2 理事会員は、やむを得ない事由がある場合を除き、総会に出席しなければならない。

第2章 総会の招集

(総会の開催及び招集者)

第3条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎事12月に1回開催するものとし、理事会の決議に基づき代表者がこれを招集する。

3 臨時総会は、必要がある場合に開催するものとし、理事会の決議に基づき代表者がこれを招集する。

4 総会において議決に加わることができる構成員の10分の5以上を有する構成員は、代表者に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(招集の手続)

第4条 総会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 総会の目的である事項があるときは、その事項

(3) 総会の目的である事項に係る議案(当該目的である事項が議案となるものを除く。)の概要(議案が確定していない場合にあっては、その旨)

(招集の通知)

第5条 総会を招集するには、代表者は、総会の開催日の2週間前までに、各構成員に対して、書面又は電磁的記録をもって通知を発しなければならない。

2 前項の通知には、第4条に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

(招集手続の省略)

第6条 前条の規定にかかわらず、総会は、構成員の全員の書面又は電磁的記録による同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第3章 総会の議事運営

(議長)

第7条 総会の議長は、代表者が当たる。

2 代表者に事故があるときは、当該総会で議長を選出する。

(構成員提案権)

第8条 構成員は、代表者に対し、一定の事項を総会の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、総会の日の4週間前までにしなければならない。

2 構成員は、総会において、総会の目的である事項につき議案を提出することができる。

3 構成員は、代表者に対し、総会の日の4週間前までに、総会の目的である事項につき当該構成員が提出しようとする議案の要領を第5条第1項の通知に記載し、又は記録して構成員に通知することを請求することができる。

(総会の運営)

第9条 総会は、在任する構成員の過半数の出席がなければ、開催することができない。議長は、総会の開会に際し、出席者数を確認しなければならない。

2 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理する。

3 構成員は、総会の目的である事項に係る議案の内容に関し、自らが特別な利害関係を有するおそれがあると認める場合には、当該議案の審議に先立ち、議長に申し出なければならない。

4 議長は、前項の申出を受け、又は、自らの判断により、総会の目的である事項に係る議案の内容に関し、特定の構成員が特別な利害関係を有すると認めるときは、当該構成員を当該議案の審議及び決議から除くものとする。

(総会の決議事項)

第10条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事会員及び会員並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事会員及び構成員の報酬等並びに費用に関する規程の制定又は改廃
- (3) 貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)及び財産目録の承認
- (4) 規約の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他総会で決議するものとして法令又は規約で定められた事項

(決議)

第11条 総会の決議は、法令又は規約に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項にかかわらず、次に掲げる決議は、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1)構成員の除名
- (2)会員の解任
- (3)規約の変更
- (4)解散
- (5)その他法令で定められた事項

(総会への報告事項)

第12条 理事会は、法令又は本団体の規約に定める事項について、総会へ報告するものとする。

(役員等の説明義務)

第13条 役員および理事会員並びに会員は、総会において、構成員から特定の事項について説明を求められた場合には、その事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が総会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として法令で定める場合は、この限りではない。

2 定時総会において会計監査人の出席を求める決議があったときは、会計監査人は、定時総会に出席して意見を述べなければならない。

(議事録)

第14条 総会の議事については、法令及び本団体の規約で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、総会の議長、議事録署名人及び議事録の作成に係る職務を行った者は、当該議事録に記名押印又は法令に従い電子署名するものとする。

(決議の省略)

第15条 構成員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることのできる構成員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

2 構成員は、前項に定める提案の内容に関し、自らが特別な利害関係を有するおそれがあると認める場合には、その旨及びその理由を前項に基づき提案を行った理事に申し出るものとする。

(議事録の配布)

第17条 議長は、欠席した構成員に対して、議事録の写し及び資料を配布して議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

第4章 事務局

(事務局)

第18条 総会の事務局には、事務局長が当たる。

第5章 雑則

（倫理規程）

第19条 総会の構成員として構成員が遵守すべき事項については、法令、規約及びこの規則に定めるほか、総会の決議によりこの規則の一内容として倫理規程において別途定める。

（改廃）

第20条 この規則の改廃は、総会の決議による。

附則

この規則は、2026年3月10日から施行する。